

件名

保険業法第百三十条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準の一部を改正する件

○金融庁告示第七十八号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十条、第二百二条、第二百二十八条及び第二百七十一条の二十八の二の規定に基づき、保険業法第百三十条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（平成十一年金融監督庁告示第三号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。

令和七年七月二十三日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一 保険業法（以下「法」という。）第三百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、<u>一〇〇パーセント以上とする。</u> $\frac{\text{法第130条第1号に掲げる額}}{\text{法第130条第2号に掲げる額}}$ 二 法第三百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、<u>一〇〇パーセント以上とする。</u> $\frac{\text{法第130条第1号に掲げる額}}{\text{法第130条第2号に掲げる額}}$ 三 法第二百二条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、<u>一〇〇パーセント以上とする。</u> $\frac{\text{法第202条第1号に掲げる額}}{\text{法第202条第2号に掲げる額}}$ 四 法第二百二十八条の規定により定める引受社員の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、<u>一〇〇パーセント以上とする</u>	一 保険業法（以下「法」という。）第三百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、<u>一〇〇パーセント以上とする。</u> $\frac{\text{法第130条第1号に掲げる額}}{(1/2) \times (\text{法第130条第2号に掲げる額})}$ 二 法第三百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、<u>二〇〇パーセント以上とする。</u> $\frac{\text{法第130条第1号に掲げる額}}{(1/2) \times (\text{法第130条第2号に掲げる額})}$ 三 法第二百二条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、<u>二〇〇パーセント以上とする。</u> $\frac{\text{法第202条第1号に掲げる額}}{(1/2) \times (\text{法第202条第2号に掲げる額})}$ 四 法第二百二十八条の規定により定める引受社員の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、<u>二〇〇パーセント以上とする</u>

。 法第228条第1号に掲げる額 法第228条第2号に掲げる額 五 法第二百七十一条の二十八の二の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、<u>一〇〇パーセント</u>以上とする。 法第271条の28の2第1号に掲げる額 法第271条の28の2第2号に掲げる額	。 法第228条第1号に掲げる額 $(1/2) \times (\text{法第228条第2号に掲げる額})$ 五 法第二百七十一条の二十八の二の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、<u>二〇〇パーセント</u>以上とする。 法第271条の28の2第1号に掲げる額 $(1/2) \times (\text{法第271条の28の2第2号に掲げる額})$
---	---